

(表)

不利益処分の処分基準 個票

部課等名 文化スポーツ部 文化推進課 番号 4

不利益処分の内容		茅ヶ崎市茶室・書院の指定管理者の指定の取消及び管理業務の一部又は全部の停止命令
根拠法令及び条項		地方自治法第244条の2第11項
処 分 基 準	関係条項	地方自治法第244条第2項、第3項
	基準 (未設定の場合は その理由)	<ul style="list-style-type: none"> ① 茅ヶ崎市茶室・書院の管理運営について、指定管理者が正当な理由がないのに茅ヶ崎市の指示に従わないとき ② 利用者が茅ヶ崎市茶室・書院を利用することについて、指定管理者が正当な理由がないのに利用を拒んだとき ③ 利用者が茅ヶ崎市茶室・書院を利用することについて、指定管理者が不当な差別扱いをしたとき ④ その他茅ヶ崎市茶室・書院の適正な管理に重大な支障が生じる又は生じる恐れがあるとき
	参考事項	協定書の抜粋 第21条（指定の取消し等）委託者は、受託者が第16条第1項の指示及び第17条の改善指示に従わないとき、その他受託者による管理運営業務を継続することができないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。
	設定等年月日	平成18年 4月 1日設定（令和5年 4月 1日最終変更）

(裏)

処 分 基 準	基 準	
------------------	--------	--

